

住宅用火災警報器の設置場所確認シート

点検結果	半年以内にボタンかひもで作動確認を	実施した・実施していない	→ 実施してください
	点検した結果	異常なし・電池切れ(故障)	→ 交換してください

1～4の該当箇所に○印をつけて下さい。

1 設置 設置あり ・ 設置なし

2 台所 全てに設置 ・ 一部に設置 ・ 設置なし

3 寝室 全てに設置 ・ 一部に設置 ・ 設置なし

4 階段 戸建て・棟割住宅(2階建以上) ・ 平屋建て ・ 共同住宅

階段の設置必要場所は、寝室のある階との位置関係で次のように変わります。
 該当タイプをチェックし、階段への設置状況を選んで○印をつけて下さい。

階段 2階建

住宅用火災警報器

寝室のある階

階段に設置の必要なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

タイプを選んでチェック

設置状況を選んで○印で囲む

階段 3階建

住宅用火災警報器

寝室のある階

全てに設置 一部に設置 設置なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

全てに設置 一部に設置 設置なし

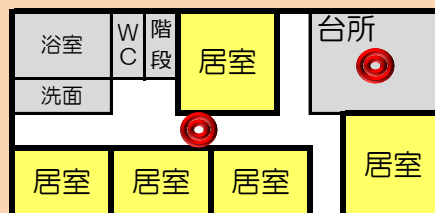
全てに設置 一部に設置 設置なし

(参考)

寝室がなく、階段への設置の必要がない階であって、
 1つの階に7㎡以上の居室が5以上ある場合は
 廊下への設置が必要です。

(当該階の台所に設置されている場合でも廊下への設置が必要です。)

全てに設置 一部に設置 設置なし



「一部に設置」「設置なし」があれば、該当する部分に設置してください。

※住宅用火災警報器の設置場所は、市町村の条例で定められています。
 大阪市内の住宅については、大阪市火災予防条例で定められている上記設置場所に設置が必要です。